

前橋市初回産科支援事業を開始しました

妊娠判定に関する産科受診料の一部または全部を助成することにより、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図り、適切な受診につなげるとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげることを目的とした事業です。

1 対象者 初回に産科受診する日において前橋市内に住民票がある妊婦で、次の(1)または(2)に属する該当する者。

- (1) 市民税非課税世帯に属する
- (2) (1) と同等の所得水準であると市長が認める者

2 対象受診項目 妊娠判定に要する診察、尿検査、超音波検査等。

3 助成額 申請1回につき、10,000円を上限とする。

ただし、初回産科受診料がその額に満たないときは、初回産科受診料を上限とする。

4 助成方法 償還払いにて助成を行う。

5 助成回数 当該年度内2回まで。

本件に関するお問い合わせ先

こども支援課 地域子育て係

電話 直通 / 027-212-8337